

ドン・キホーテ古川店の届出概要について
(法第 6 条第 2 項 変更)

- 1 届出者 株式会社ドン・キホーテ
- 2 届出日 令和 4 年 2 月 2 2 日
- 3 店舗の名称 ドン・キホーテ古川店
- 4 店舗設置者 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田 直樹
東京都目黒区青葉台二丁目 1 9 番 1 0 号
- 5 店舗所在地 大崎市古川大宮三丁目 3 4 9 - 1
- 6 変更しようとする事項
 - (1) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (軽微変更承認)
(変更前) 2 1 . 6 m³
(変更後) 2 9 . 7 2 m³
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前 1 0 時から午後 1 0 時まで
(変更後) 2 4 時間
 - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前 9 時 3 0 分から午後 1 0 時 3 0 分まで
(変更後) 2 4 時間
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前 8 時から午後 1 0 時まで
(変更後) 午前 6 時から午後 1 0 時まで
- 7 変更する年月日 令和 4 年 4 月 8 日 (軽微変更承認を行ったため、8 月制限の適用なし)
- 8 事務手続き等
 - ・ 公 告 年 月 日 : 令和 4 年 3 月 9 日
 - ・ 縦 覧 期 間 : 公告の日から令和 4 年 7 月 1 1 日まで (公告の日から 4 か月)
 - ・ 地 元 説 明 会 : 令和 4 年 3 月 7 日
 - ・ 市町村等からの意見書提出期限 : 令和 4 年 7 月 1 1 日 (公告の日から 4 か月以内)
 - ・ 県の意見の通知期限 : 令和 4 年 1 0 月 2 2 日 (届出から 8 か月以内)

軽微変更の承認を行ったため、6 (1) については県の意見を述べることはできない。

変更に関するもの以外の事項

- 1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2 , 2 2 4 m²
- 2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 8 2 台 (指針による必要台数 : 8 2 台)
 - (2) 駐輪場の収容台数 2 8 台
 - (3) 荷さばき施設の面積 6 3 . 0 9 m²
- 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 駐車場の出入口の数 3 カ所